



佐賀県公報

平成18年
6月19日
(月曜日)
第12768号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○防災行政通信ネットワーク整備工事に係る条件付一般競争入札	(消防防災課)	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(県民協働課)	三
○ ” ”	(” ”)	四
○佐賀都市計画道路に関する都市計画を変更する案の縦覧	(まちづくり推進課)	四
○唐津都市計画道路に関する都市計画を変更する案の縦覧	(” ”)	五
○土地改良区の定款変更認可	(農地整備課)	六
○土地改良区解散の認可	(” ”)	六
○県営轟木・幸津地区土地改良事業計画変更決定	(” ”)	六
○換地処分	(” ”)	七
公安委員会事項	(公告)	七
○猟銃及び空気銃の取扱いに關する講習会の開催	(公告)	七

○公告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

平成18年6月19日

収支等命令者

佐賀県統括本部長 坂井浩毅

1 工事の概要

- (1) 工事名 防災行政通信ネットワーク（支線系）整備工事
- (2) 工事場所 佐賀県佐賀市ほか
- (3) 工事内容

ア 県本庁舎と県内各市町村庁舎及び消防本部間の地上系無線回線の整備工事並びに音声、映像及びデータの送受信機器の整備工事

イ 防災関係機関の無線回線の整備工事

ウ 県庁舎の衛星系無線の整備工事

- (4) 工期 平成18年10月から平成19年3月まで

2 入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす特定建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。

- (1) 共同企業体の構成

ア 共同企業体の構成員数は2者であること。

イ 構成員の出資比率は、30パーセント以上であること。

ウ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 構成員のうち1者は佐賀県内に本社を有していること。

- (2) 構成員の資格要件

ア 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により、電気通信工事に係る平成17年度及び18年度における入札参加資格のAの認定を受けていること。

イ 沖縄を除く九州7県のいずれかに本社又は支店若しくは営業所を有すること。

ウ 本工事の入札参加申請書提出期限日から入札日までの間に、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていないこと。

エ 本工事の入札参加申請書提出期限日以前6か月以内に、金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

<p>オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とします。</p> <p>カ 上記1の(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>(3) 代表者の資格要件</p> <p>ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により、電気通信工事に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 出資比率が構成員中最大であること。</p> <p>ウ 元請として、平成8年4月1日から平成18年3月31日までに完成した次の要件をすべて満たす同種の工事及び施設の施工並びに同種の機器の設置、施工の実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合に限る。)を有すること。</p> <p>エ 光ファイバケーブルを伝送路として使用する電気通信機器設置工事であること。</p> <p>イ 地上系無線かつ衛星系無線施設の施工並びにそれらを利用した音声、映像及びデータの送受信機器の設置、施工であること。</p> <p>ウ 電気通信施工実績において、請負金額が1件あたり2億円以上であること。</p> <p>エ 電気通信監理技術者資格者証を有し、かつ、ウの工事において監理技術者として携わった者を当該工事の監理技術者として専任で配置できること。</p> <p>(4) 代表者以外の構成員の資格要件</p> <p>ア 代表者の資格要件を満たす者と法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第10項に規定する同族会社でないこと。</p> <p>イ 代表者の資格要件を満たす者と資本又は人事面において強い関連があ</p>	<p>る者でないこと。</p> <p>ウ 監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>(5) 共同企業体の存続期間</p> <p>ア 県工事の相手方となつた者 当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過する日まで</p> <p>イ 県工事の相手方とならなかつた者 当該工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで</p> <p>3 入札手続等</p> <p>(1) 入札説明書の交付期間及び場所</p> <p>ア 交付期間 平成18年6月19日(月)から7月4日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 佐賀県統括本部消防防災課(佐賀市城内一丁目1番59号本館2階)</p> <p>(2) 入札参加資格確認申請書の受付期間、場所及び提出方法</p> <p>ア 受付期間 平成18年6月27日(火)から7月4日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 受付場所 佐賀県統括本部消防防災課(佐賀市城内一丁目1番59号本館2階)</p> <p>ウ 提出方法 持参してください。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法</p> <p>ア 日時 平成18年8月18日(金)午前10時</p> <p>イ 場所 佐賀県庁本館入札室(佐賀市城内一丁目1番59号) 場所については、変更になる場合があります。</p> <p>ウ 提出方法 持参してください。</p> <p>4 入札参加資格の確認</p> <p>入札参加資格確認申請書の審査結果を基に、入札参加資格を確認します。</p>
--	--

本工事の入札に参加できるのは、資格があると認められた者に限りです。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号の規定により免除します。

イ 契約保証金

納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とします。

(2) 入札の取りやめ等

入札の取りやめ等の取扱いは、次のとおりとする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

イ 天災地変その他のやむを得ない事由により入札をすることができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(3) 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額の最初にキの記号を記入せず、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者

ケ 一人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のないもの

サ 次のいずれかの工事費内訳書を提出した者

(ア) 1回目の入札書の額と一致しないもの(千円未満の端数処理を除く。)

(イ) 見積もった工事費合計から一括等での値引きをしたもの

(ウ) 記載すべき項目についての記載がないもの

シ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者としします。

(5) 担当本部・課

郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 本館2階

佐賀県統括本部消防防災課

電話 0952-25-7026

(6) 入札の詳細は、入札説明書によります。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第

2項の規定により次のとおり公告する。
 関係書類は、平成18年7月31日までにさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年6月19日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日
平成18年5月31日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人たすけあい佐賀
- (2) 代表者の氏名 西田 京子
- (3) 主たる事務所の所在地
佐賀県佐賀市長瀬町10番37号

- (4) 定款に記載された目的

本会は、お互い様を合い言葉に助け合いの精神に基づいて、地域社会で自立した生活を送ることが困難な人々に対して受け手と担い手が対等な関係を保てる福祉サービスに関する事業を行うことを通じて、健康で安心して暮らしていくことのできる地域社会の建設に努力することによって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年8月1日までにさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年6月19日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日

平成18年6月1日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人宅老ちよだひまわりの会
- (2) 代表者の氏名 古川 雅子
- (3) 主たる事務所の所在地
佐賀県神埼市千代田町直鳥1500番地

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者やその家族などが住み慣れた地域社会の中で安心して暮らしていけるよう、宅老所を中心に、高齢者の認知症・寝たきりを予防する事業等を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により佐賀都市計画道路に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、佐賀市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成18年6月19日

佐賀県知事 古川 康

- 1 都市計画の種類及び名称
佐賀都市計画道路

- (1) 佐賀都市計画道路3・3・5号佐賀大和線
- (2) 佐賀都市計画道路3・3・30号与賀町鹿子線
- (3) 佐賀都市計画道路3・5・31号北堀端扇町線
- 2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 佐賀都市計画道路3・3・5号佐賀大和線
追加する部分 佐賀市川原町

<p>削除する部分 佐賀市川原町</p> <p>(2) 佐賀都市計画道路 3・3・30号与賀町鹿子線 追加する部分 佐賀市与賀町 削除する部分 佐賀市与賀町</p> <p>(3) 佐賀都市計画道路 3・5・31号北堀端扇町線 追加する部分 佐賀市川原町 削除する部分 なし</p> <p>3 縦覧場所</p> <p>(1) 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課 (2) 佐賀土木事務所 (3) 佐賀市建設部都市政策課</p> <p>4 縦覧期間 平成18年6月19日から平成18年7月3日まで</p> <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により唐津都市計画道路に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、唐津市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。</p> <p>平成18年6月19日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 都市計画の種類及び名称 唐津都市計画道路</p> <p>(1) 3・4・5号大手口佐志線 (2) 3・4・6号東唐津西唐津線 (3) 3・2・2号東唐津久里線</p>	<p>(4) 3・2・28号原鬼塚線</p> <p>(5) 3・4・4号唐津駅大手口線</p> <p>(6) 3・4・7号大手口西の浜線</p> <p>(7) 3・4・9号和多田二夕子線</p> <p>(8) 3・4・10号東城内町田線</p> <p>(9) 3・4・11号神田菜畑線</p> <p>(10) 3・4・19号唐津駅赤川線</p> <p>(11) 3・4・22号東唐津駅原線</p> <p>(12) 3・4・26号唐津駅前線</p> <p>(13) 3・4・29号鏡支線</p> <p>(14) 3・4・101号東町西町線</p> <p>(15) 3・5・14号坊主町神田線</p> <p>(16) 3・5・15号東唐津和多田線</p> <p>2 都市計画を定める土地の区域</p> <p>(1) 唐津都市計画道路 3・4・5号大手口佐志線 追加する部分 唐津市朝日町及び西旗町 削除する部分 唐津市朝日町</p> <p>(2) 唐津都市計画道路 3・4・6号東唐津西唐津線 追加する部分 唐津市富士見町 削除する部分 唐津市西浜町</p> <p>(3) 唐津都市計画道路 3・2・2号東唐津久里線 追加する部分 なし 削除する部分 なし</p> <p>(4) 唐津都市計画道路 3・2・28号原鬼塚線 追加する部分 なし 削除する部分 なし</p> <p>(5) 唐津都市計画道路 3・4・4号唐津駅大手口線</p>
---	--

<p>追加する部分 なし 削除する部分 なし</p> <p>(6) 唐津都市計画道路 3・4・7号大手口西の浜線 追加する部分 なし 削除する部分 なし</p> <p>(7) 唐津都市計画道路 3・4・9号和多田二夕子線 追加する部分 なし 削除する部分 なし</p> <p>(8) 唐津都市計画道路 3・4・10号東城内町田線 追加する部分 なし 削除する部分 なし</p> <p>(9) 唐津都市計画道路 3・4・11号神田菜畑線 追加する部分 なし 削除する部分 なし</p> <p>(10) 唐津都市計画道路 3・4・19号唐津駅赤川線 追加する部分 なし 削除する部分 なし</p> <p>(11) 唐津都市計画道路 3・4・22号東唐津駅原線 追加する部分 なし 削除する部分 なし</p> <p>(12) 唐津都市計画道路 3・4・26号唐津駅前線 追加する部分 なし 削除する部分 なし</p> <p>(13) 唐津都市計画道路 3・4・29号鏡支線 追加する部分 なし 削除する部分 なし</p> <p>(14) 唐津都市計画道路 3・4・101号東町西町線</p>	<p>追加する部分 なし 削除する部分 なし</p> <p>(15) 唐津都市計画道路 3・5・14号坊主町神田線 追加する部分 なし 削除する部分 なし</p> <p>(16) 唐津都市計画道路 3・5・15号東唐津和多田線 追加する部分 なし 削除する部分 なし</p> <p>3 縦覧場所 (1) 佐賀県土づくり本部まちづくり推進課 (2) 唐津土木事務所 (3) 唐津市建設部都市計画課</p> <p>4 縦覧期間 平成18年6月19日から平成18年7月3日まで</p> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成18年6月9日鹿島市多良岳土地改良区の定款の変更を認可した。 平成18年6月19日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、平成18年6月9日大崎土地改良区の解散を認可した。 平成18年6月19日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>県営土地改良事業(ほ場整備)轟木・幸津地区の計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87</p>
--	---

条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができません。異議申立書は、平成18年8月2日までに佐賀県鳥栖農林事務所(郵便番号841-0051 鳥栖市元町1234番地1)に提出してください。

平成18年6月19日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(ほ場整備) 轟木・幸津地区の変更後の土地改良事業計

画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年6月20日から平成18年7月18日まで

3 縦覧の場所

鳥栖市役所

県営土地改良事業(畑地帯総合整備) 上場Ⅲ期地区納所換地区の換地計画に基づき、平成18年5月15日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定によりその旨を公告する。

平成18年6月19日

佐賀県知事 古川 康

○ 公安委員会事項

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

平成18年6月19日

佐賀県公安委員会

委員長 檜 垣 南 治 子

1 初心者講習会の開催日時及び場所

開 催 日 時	場 所
平成18年7月19日(水曜日) 午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部
平成18年9月21日(木曜日) 午前9時から午後5時まで	〃

2 経験者講習会の開催日時及び場所

開 催 日 時	場 所
平成18年7月10日(月曜日) 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎
平成18年8月1日(火曜日) 午後1時から午後4時まで	唐津市坊主町433番地1 佐賀県唐津総合庁舎
平成18年9月14日(木曜日) 午後1時から午後4時まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎

3 その他

- (1) 初心者講習会は、初めて猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行います。
- (2) 経験者講習会は、猟銃又は空気銃の所持の許可を更新しようとする者を対象に行います。
- (3) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に本人の写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートルのもの)2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地为管轄する警察署長を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。
- (4) 講習会の開催日については、会場の都合により変更となる場合がありますので、申込みの際に確認してください。

(5) 講習会に関する問い合わせ先

この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全部生活環境課
(電話代表0952-24-1111 内線3173) 又は各警察署の生活安全課若しくは
生活安全・刑事課にお問い合わせください。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年六月十九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷